

財政投融資の改革について

平成 9 年 11 月 20 日

自民党行革推進本部

(はじめに)

経済的・社会的環境の様々な変化に対応して政府の役割が大きく見直されつつある今日、財政投融資についてもその抜本的な改革を行う必要がある。これまでの肥大化等の諸問題に対する関係者の率直な反省の下、21 世紀へ向けて日本の再活性化のために必要な政策分野にはこれまで以上に取り組むものの、その対象については限定・重点化しつつスリム化を推進する。更に、こうした政策目的を確実にかつ効率的に達成するため、市場原理をできる限り徹底し、財投機関や事業等については市場によるチェックや所管省庁以外の第三者・国会等によるチェック体制を確立することが急務である。

国民各位には、以下の改革により、財政投融資を通じた受益が従来のようには得られにくくなるものの、長い目で見ればその改革が国民負担を減らし、活力ある国民経済の発展に資することについて理解を求めたい。

なお、制度の詳細等については別添のとおりとする。

1. スリム化 10 年後に財政投融資の全体残高半減を目指す

1) 民業補完の徹底、投融資の安易な肥大化抑制

これまでの行政改革推進本部の特殊法人等の整理合理化についての 3 次にわたる決定を踏まえ、財政投融資の対象分野から民間で実施できる事業を除外するなど、民業補完の趣旨を徹底する。また、資金運用部の保有国債等については、民間金融・資本市場への影響に十分配慮しつつ、その保有額の着実な圧縮を図る。これらにより、10 年後の財政投融資の全体残高を、改革が行われなかった場合に比べ半減することを目指してスリム化する。また、「弾力条項」等についても機動的・弾力的運営を確保しながら、廃止を含め見直しを検討する。

2) 補給金等の圧縮・廃止

財投機関等が行う事業の政策性を厳格にチェックすることにより、安易な新規補給金、出資金等は極力避け、政策意義が認められない場合は廃止する。

2. 財政機関・対象事業・資金運用部（現行）等の内容の透明化・不断の検証

1) 行政における財投関連政策の評価システムの確立

財投機関等の業務・政策的重要性等については、内閣府に 3 条委員会として設置する評価監視委員会において横断的に常時監視するとともに定期的・包括的レビュー

ーを行い、必要に応じ財投機関等や所管官庁に対し業務改善勧告を行う。

2) 国会における行政監視委員会（仮称）等の新設

国会においても、財投機関の事業評価について、新設予定の「決算・行政監視委員会（仮称）」、「行政監視委員会（仮称）」において、政府事業全般に関する評価の中で定期的に行う。

3) ディスクロージャー等の推進

民間水準を上回るディスクロージャー、外部監査の導入を推進するほか、予期せぬ財政負担の発生を抑制する観点から、財政の後年度負担も含めたコスト分析手法の確立と早期導入を進める。

3. ALM

入口、中間、出口について、各々の効率的運営のため、ALM（Asset Liability Management：資産負債管理）の充実を図る。

4. 資金調達

1) 郵貯・年金の預託の廃止（完全自主運用）

郵便貯金や年金資金について、資金運用部に対する全額預託義務を廃止し、新規流入分から自主運用を早期に開始し、年金資金については次期財政再計算実施後、郵貯についてはビッグバンスタート時（2001年4月目途）以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。（郵貯、年金を運用部に預託するという制度そのものも廃止。）

簡保資金についても、財投機関等に対する融資を廃止し、郵貯と同じくビッグバンスタート時以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。

ただし、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、地方債計画の一環として、完全自主運用開始後の郵便貯金、簡保資金に、地方公共団体に対しては例外的に直接の融資を認める。その際、個別地方公共団体との相対交渉ではなく、国会において承認された貸付枠の中で、市場原理に則して政府が定める統一的貸付条件等によって簡素な手続きにより融資する仕組みとする。

自主運用に際しては、資金の公的性格及びその巨額性に鑑み、あらゆる角度から安全確実、有利な仕組みを検討し、ルール化して厳正に行う。

預託が廃止され、郵便貯金、簡保、年金が自主運用を始めるに当たっては、財投機関・事業に関する国民への情報の開示や国会におけるチェックの充実を図るため、財投機関の資金調達について、統一的に、一覧性のある計画として国会に提出することとする。なお、政府保証のない財投機関債や民間借入金についても参考資料を提出する。

2) 財投機関債

財投機関はその資金を原則として各事業の政策的必要性に応じて自己調達することとし、各機関はその実現に向けた最大限の努力を行う。

財投機関による資金の自己調達手段については、まず「政府保証のない財投機関債」での調達を前提として業務内容・財務諸表等のディスクロージャーを徹底し、可能な機関・事業については「政府保証のない財投機関債」を発行する。その際、財投機関の規律を強化し、「暗黙の政府保証」による安易な債券発行とならないため、債務超過が一定規模を超えた場合の債券発行を禁止（デフォルトに替わる措置）する措置や、「破産」や「廃止」もあり得ることを示す意味から「財投機関債発行人等の破産・整理法」を制定するなどの条件整備を進める。

「政府保証のない財投機関債」の発行が困難であるが、市場原理だけでは実現できない重要な政策を実施し、国の信用でより低コストの資金調達を行うことが適当であると政府・与党において判断された財投機関や事業については、当該機関等の発行する財投機関債に政府保証を行うことを可能とする。その際、政府保証の付与を行うべきかどうかの判断は事前に定めるルールに則り厳格に行い、又、将来発生しうる財政の後年度負担も明示することとする。

制度の運営に当たっては、個別の債券発行による金利の上昇や手数料によって、資金調達コストが却って上昇しないように十分な配慮を行う。

3) 財投債

上記いずれの財投機関債によっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる重要施策実施財投機関や超長期資金を必要とする事業等に限り、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を行う。なお、財投債の発行方法は「公募入札方式」など市場原理の中での調達を基本とする。

資金運用部の資金繰りに齟齬をきたさぬように、全額預託義務の廃止が実施されるまでに行われた財投機関向け貸付けについて、その貸付けを満期まで継続しつつ預託者への満期償還を予定通り履行するための確実な資金調達手段として、財投債（いわば「資金繰り財投債」）による資金調達を行う。

4) 民間金融・資本市場の安定性確保

以上のような財投関連資金調達に際しては、適切な経過措置を置くなど民間金融・資本市場に与える影響に十分配慮する。

5. 政策金融機関

債務保証機能の一層の活用など各種方策により財投資金の借入残高の着実な圧縮を図

る。また、政策性の確保に加え、資産の健全性を金融監督庁による検査等によって確保する。更に、「繰上償還ルール」を確立する。

6. 地方公共団体向け融資の抜本の見直し

地方公共団体向け融資については、長期的かつ幅広い角度からそのあり方を政府・与党において抜本的に見直すこととする。

7. 各種ルールの確立

新たな財政投融资制度構築に先立ち、政府において「政府保証のない財投機関債の発行に向けた条件整備」、「財投機関債への政府保証付与の基準・限度管理」や「激変緩和のための適切な経過措置」等の各種ルールをオープンかつ公正な議論の下で早期に策定し、与党との協議を経て成案とする。

8. 財政投融资制度全般の不断の見直し

内閣府に「財政投融资に関する審議会」（又は「経済財政諮問会議」の下に「財政投融资制度検討委員会」）を設け、中長期的な視野に立って制度全体の不断の見直しを行う。

9. 資金運用部の廃止等

上記のような財政投融资の抜本的改革にあわせ、資金運用部を廃止し、新しい財政投融资制度にふさわしいスリムかつ効率的な執行体制を確立する。

（改革のスケジュール）

1. 2000年通常国会終了まで

政府保証のない財投機関債、財投債の発行のために必要な条件整備・法改正を行っておき、各特殊法人（「独立行政法人」を含む。以下同じ）及び所管省庁は翌年度以降原則「政府保証のない財投機関債」で対応できるかどうかゼロベースで検討する。「政府保証のない財投機関債」を発行しても財政負担の増大につながらない機関は、「政府保証のない財投機関債」の発行の方針を明確に表明する。

2. 2000年7月まで

「政府保証のない財投機関債」を発行できないと主張する特殊法人については、廃止するか、「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金調達を認めるかを政府・与党で判断する。峻別の基準はできるだけ明確・単純に作ることが肝要である。

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当については、事業の必要性について吟味し、政策的必要性が認められたものについてのみ対象とすることとする。

「政府保証のない財投機関債」の発行は概算要求の対象外とする。

3. 2000年8月末

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当が認められた特殊法人について、2001年度財政投融資要求提出を行う。

4. 2001年4月

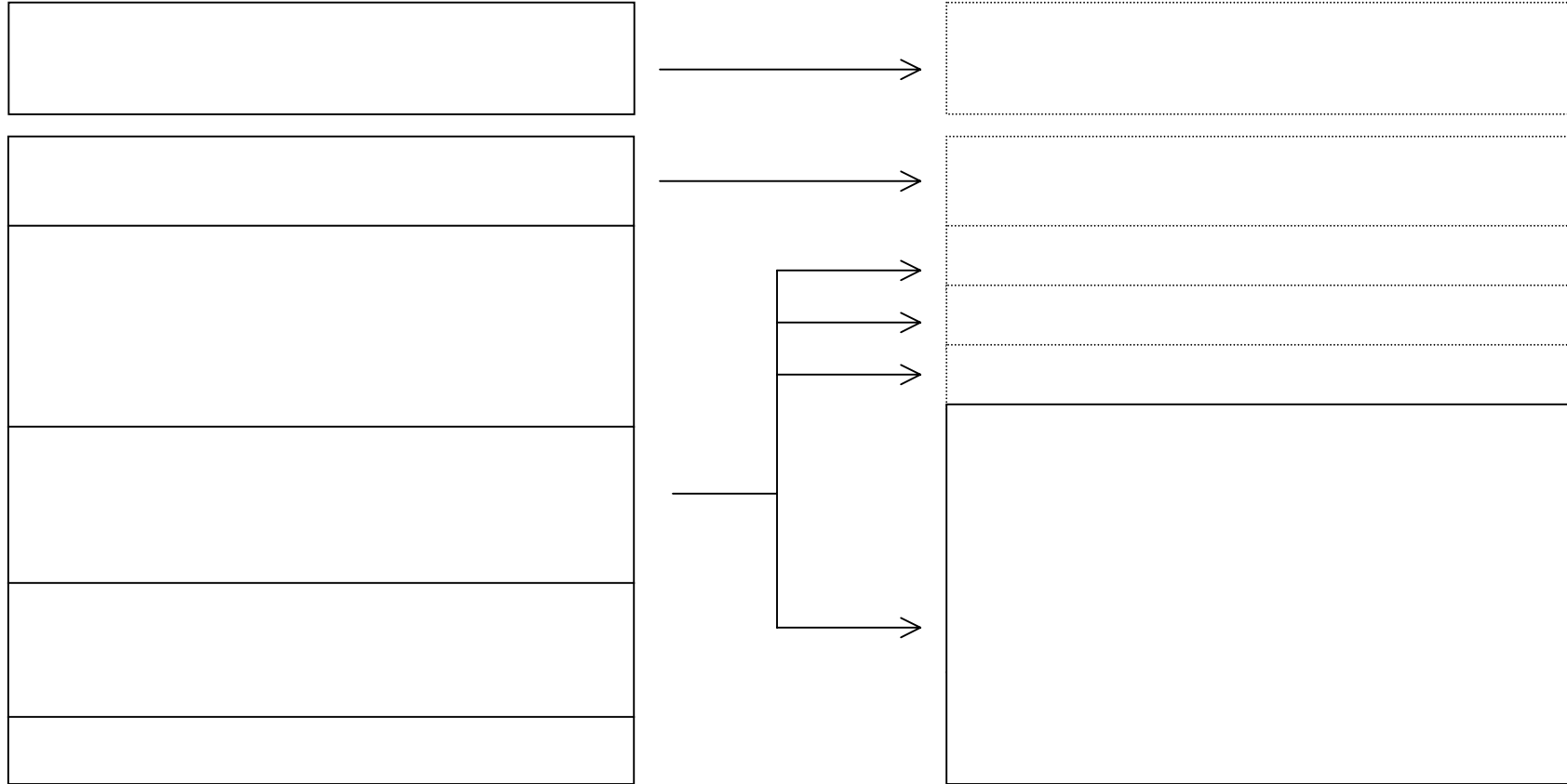
預託を廃止し、財政機関債・財投債による資金調達を開始する。

(付.1)

財政投融资（運用）の全体残高半減のイメージ図

現行制度の財政投融资全体残高 (内)

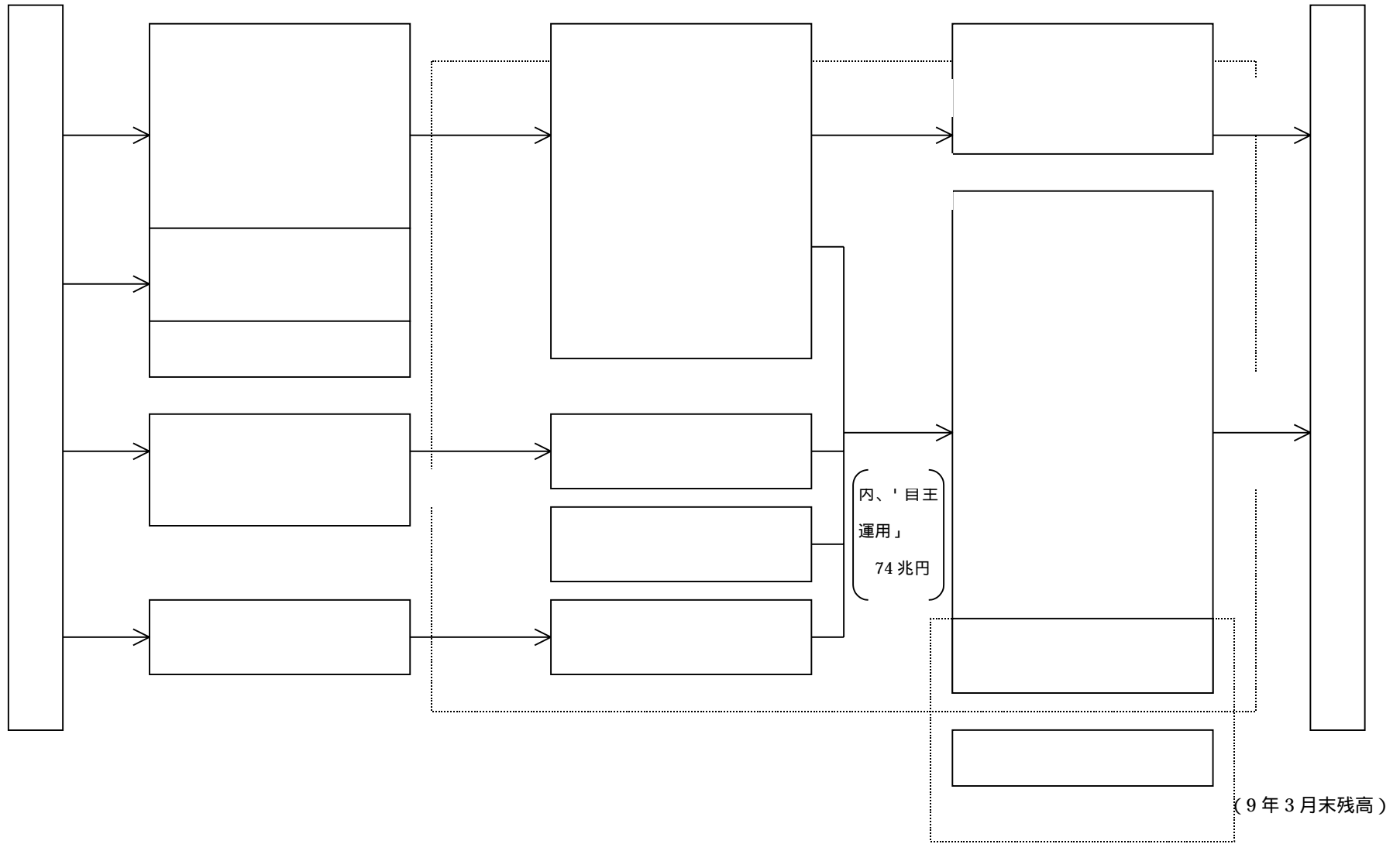
新たな財政投融资の残高 (内) 等



(注) 財投による信用補完等の公的機能は維持しつつ、民間と競合する直接融資は大幅に圧縮が可能。

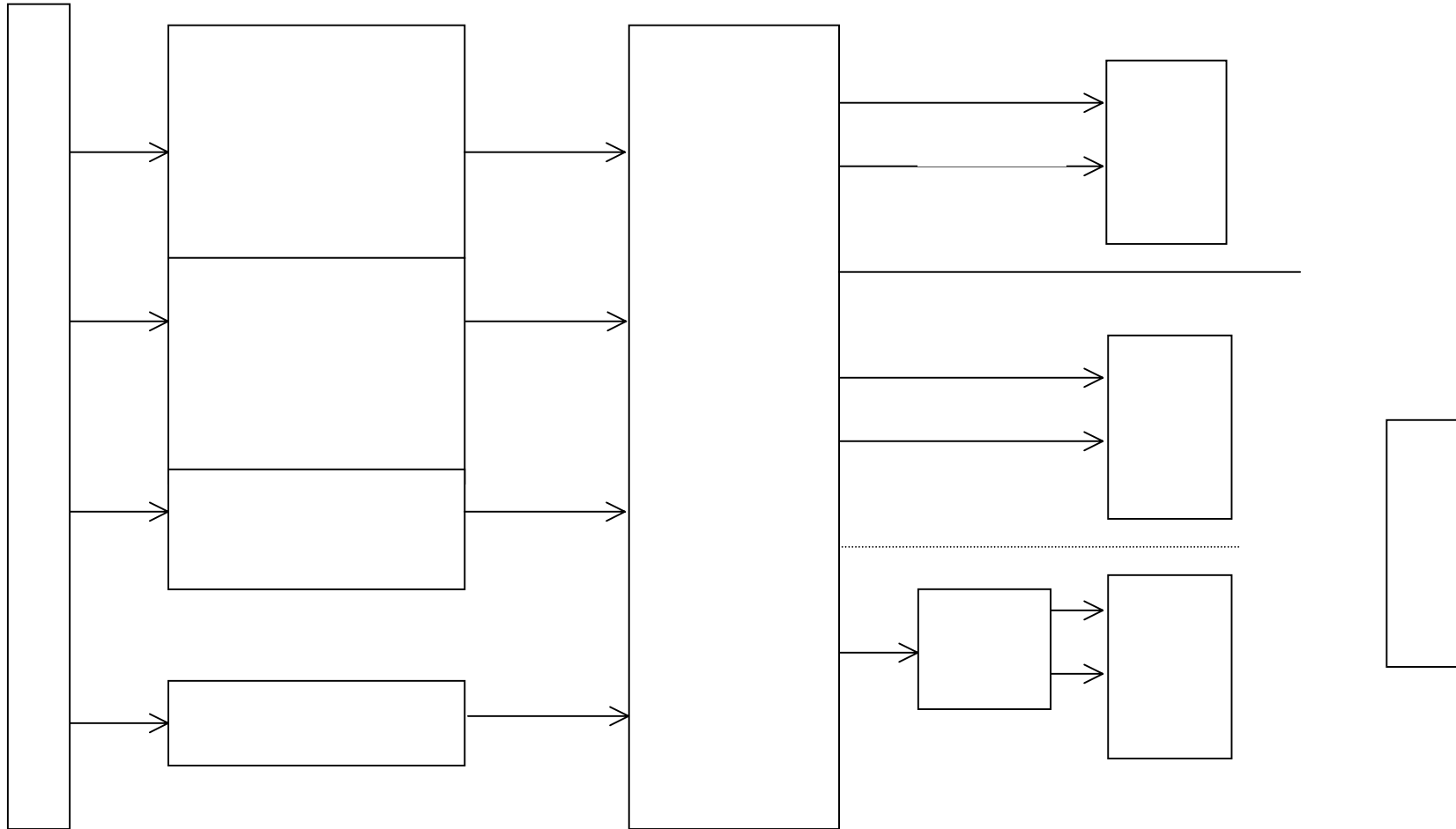
(付.2)

財政投融资の仕組み(現状)



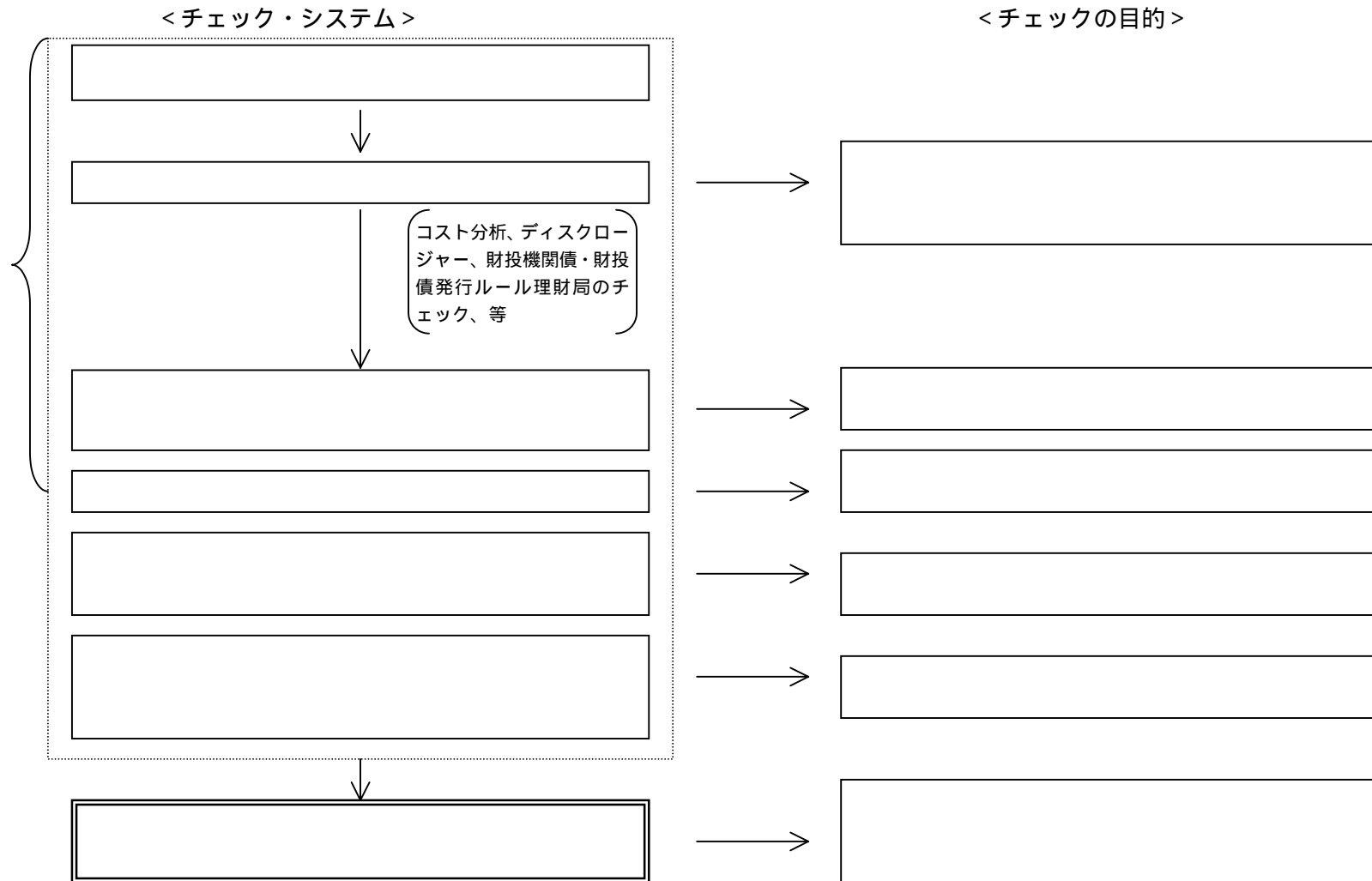
(付.3)

「預託制度」廃止後の新たな財政投融资の仕組み (イメージ)



(付.4)

新たな財政投融资制度におけるチェックの仕組み等 (イメージ)



〔別 添〕

(基本的な哲学)

わが国経済は、今日、大きな構造的変化に直面している。こうした中、これまで我が国経済の発展に大きな役割を果たしてきた財政投融資についてみると、近年は、累次の経済対策等を通じ急速な膨張を続けてきただけでなく、旧国鉄債務処理、国有林野事業の実質的な赤字ファイナンス等にも利用されてきた。そうした施策のツケは、何らかのかたちで国民負担を求めつつ、抜本的解決を図らざるを得ない状況に至っている。

これらについて、財政投融資に安易に依存しながらその事業等を拡大してきた特殊法人等およびその所管省庁はもとより、その膨張を有効にチェックできなかった大蔵省、そして財政投融資の出動を安易に求めてきた政治も、それぞれ共に深く反省しなければならない。また、国民各位に対しては、以下述べるような思い切った改革を行うことにより、財政投融資を通じた受益が、これまで同様に容易に得られることは期待できなくなること、しかしかかる改革が長い目で見て現世代・後世代双方の国民負担を減らし、活力ある国民経済の発展に資すること、について理解を求めねばならない。

言うまでもなく、今日、経済における政府の役割は、個人の自由な経済活動を保証しながら「市場の失敗」を補完して、効率的な資源配分と公平な所得分配を実現することにあるが、財政投融資についても、このような環境変化に対応して、政府の役割をできるだけ縮小しながらその対象を限定し、スリム化を推進する一方、21世紀へ向けて日本の再活性化のために必要な政策分野については、これまで以上に大胆に取り組む必要がある。そして、それらの政策目的を確実にかつ効率的に達成するため、従来財政投融資制度において機能していなかった市場チェックや、所管省庁以外の第三者・国会等によるチェック体制を早急に確立することが肝要である。

(現在の財政投融資の問題点)

- 1) 預託金利が政令で決められ、財投金利が期間にかかわらず一定であるなど、硬直的な制度となっているため、全体として効率的運営が不十分。
- 2) 1200兆円の個人金融資産規模、660兆円の民間銀行融資規模等に比し、470兆円の財政投融資残高は過大。
- 3) 政策需要及びそれに対する政策融資についてのチェックが不十分。
- 4) 一般会計からの利子補給、赤字補てん等、財政負担を伴う財投対象施策について、

- 後年度負担も含めた要財政支援額が事前には不透明(予想外の財政赤字拡大要因)。
- 5) 入口・中間・出口が各々独自の目的と責任の下に運営され整合性がとれておらず、いずれも財政投融资全体に対し責任を持つ体制に欠き、制度全体の総合的なチェックも行われていない。

(具体的対策)

1. スリム化 10 年後に財政投融资の全体残高半減を目指す

1) 民業補完の徹底、投融资の安易な肥大化抑制

これまでの行政改革推進本部の特殊法人等の整理合理化についての 3 次にわたる決定を踏まえ、財政投融资の対象分野から民間で実施できる事業を除外し、民業補完の趣旨を徹底する。また、資金運用部の保有国債等については、民間金融・資本市場への影響に十分配慮しつつ、その保有額の着実な圧縮を図る。これらにより、10 年後の財政投融资の全体残高を、改革が行われなかった場合に比べ半減することを目指してスリム化する。

また、投融资全体の肥大化の一つの原因ではなかったかとの指摘のある「資金運用のうち 5 年以上の運用のみを国会承認の対象とする現行法制度」及び「毎年の予算提出に際し、状況次第で資金運用を予算上の計画比 5 割増しまで増額を認める条項(いわゆる『弾力条項』)」についても、経済状況に応じ機動的・弾力的に適切な運営ができることを確保しながら、廃止を含め見直しを検討する。

財政投融资の本来の機能である「信用補完」と「利子負担軽減」を柱に大幅見直しを実施。

一般会計から財政投融资への安易な転嫁は厳に慎む。

各種金融手法により、既往債権も圧縮。

2) 補給金等の圧縮・廃止

財政構造改革の趣旨に則り、今後の予算編成において、特殊法人等が行う事業の政策性を厳格にチェックすることにより、安易な新規補給金、出資金等は極力避け、政策意義が認められない場合は廃止する。

2. 財投機関・対象事業・「資金運用部(現行)」等の内容の透明化・不断の検証

1) 行政における財投関連政策の評価システムの確立

自民党行革推進本部の第 3 次特殊法人見直し方針に従い、評価監視委員会を内閣府に 3 条委員会として設置し、財投機関等の業務・政策的重要性等についても同委員会において横断的に常時監視する。また、定期的に包括的かつ徹底したレビュー

を行う。

同委員会は財投機関等及び所管省庁への業務改善勧告権を持ち、財投機関等及び所管省庁は勧告を受けた場合、6ヶ月以内に改善案を策定し、同委員会の了承を得ることを義務付ける。改善が見られない場合には機関の廃止もしくは民営化を改めて勧告する。

2) 国会における行政監視委員会（仮称）の新設

国会においても、財投機関の事業評価について、新設予定の「決算・行政監視委員会（仮称）」、「行政監視委員会（仮称）」において、政府事業全般に関する評価の中で定期的に行う。

3) ディスクロージャー等の推進

特殊法人について、民間企業の水準を上回るディスクロージャー（例えば資本関係の有無にかかわらず、特殊法人の実質的な子会社等の関連会社で、継続的な業務委託や資産の貸付を行っている相手方企業＜注＞の概要及び当該取引の詳細等）の実施、外部監査の導入を推進する。特殊法人について、企業会計原則による経理処理の義務付けを検討する。

＜注＞政策金融機関からの借入れ企業などは含まない。

事業実施機関のディスクロージャーに当たっては、大規模プロジェクト毎の収支状況を示すものとし、特定プロジェクトに限定した財投機関債の導入も検討する。

3. ALM

入口、中間、出口について、各々の効率的運営のため、ALM (Asset Liability Management : 資産負債管理) の充実を図る。

現状では調達・運用両面において金利・期間等の決定が極めて硬直的であるが、これを市場原理に即した運用に転換。

特殊法人等の余剰資金の運用等についても、「繰上償還ルール」確立後は、厳格なディスクロージャーを前提に多様化・弾力化を実施。

4. 資金調達

1) 郵貯・年金の預託の廃止（完全自主運用）

郵便貯金や年金資金について、資金運用部に対する金額預託義務を廃止し、新規流入分から自主運用を早期に開始し、年金資金については次期財政再計算実施後、郵貯についてはビッグバンスタート時（2001年4月目途）以降は金融市場を通じ

た完全自主運用を行う（郵便貯金、年金資金を運用部に預託するという制度そのものも廃止。〈ただし既に運用部に預託している資金については満期償還まで残存〉）。

簡保資金についても、同様の趣旨から、財投機関等に対する融資を廃止し、郵貯と同じくビッグバンスタート時以降は金融市場を通じた完全自主運用を行う。

ただし、財政力の弱い地方公共団体の資金確保のため、地方債計画の一環として、完全自主運用開始後の郵便貯金、簡保資金に、地方公共団体に対しては例外的に直接の融資を認める。その際、個別地方公共団体との相対交渉ではなく、国会において承認された貸付枠の中で、市場原理に則して政府が定める統一的貸付条件等によって簡素な手続きにより融資する仕組みとすることとし、その仕組みの詳細は、政府（大蔵省、郵政省、自治省）・与党において協議して定める。

なお、こうした自主運用や、後述の財投機関債、財投債の導入が、民間金融・資本市場にクラウディングアウトや金利の乱高下といった攪乱的な影響などを与えないよう、激変緩和のための適切な経過措置を置きつつ着実な改革を目指す。

自主運用に際しては、資金の公的性格及びその巨額性に鑑み、あらゆる角度から安全確実、有利な仕組みを検討し、ルール化して厳正に行う。

預託が廃止され、郵便貯金、簡保、年金が自主運用を始めるに当たっては、財投機関・事業に関する国民への情報の開示や国会におけるチェックの充実を図るため、財投機関の資金調達について、統一的に、一覧性のある計画として国会に提出することとする。なお、政府保証のない財投機関債や民間借入金についても参考資料を提出する。

2) 財投機関債

今回の財投改革の主目的の一つが特殊法人等の一部である財投機関の業務を政策意義の高い分野に特化するとともに、その経営効率化を図ることに鑑み、財投機関はその資金を原則として各事業の必要性に応じて自己調達することとし、各機関はその実現に向けた最大限の努力を行う。

財投機関による資金の自己調達手段については、まず「政府保証のない財投機関債」での調達を前提として業務内容・財務諸表等のディスクロージャーを徹底し、可能な先については「政府保証のない財投機関債」を発行する。その際、財投機関の規律を強化し、「暗黙の政府保証」による安易な債券発行とならないための条件整備を進める。

ディスクロージャー規定の整備とともに、財投機関債発行人については、例えば、債務超過が一定規模を越えた場合は、債券発行を禁止（デフォルトに替わる措置）するなどの業務停止ルールを明確にし、更に「破産」や「廃止」もあり得ることを示す意味から「財投機関債発行人等の破産・整理法」

を制定する。

(注)政府保証のない財投機関債による資金調達が従来の預託制度よりベターとなるのは、財投機関債発行を契機として事業遂行コスト削減努力を行い、そのコスト削減幅が財投機関債の発行による資金調達コスト上昇分を上回る場合である。

「政府保証のない財投機関債」の発行が困難であるが、市場原理だけでは実現できない重要な政策を実施し、国の信用で低コストの資金調達を行うことが適当であると政府・与党において判断された機関や事業については、当該機関等の発行する財投機関債に政府保証を行うことを可能とする。その際、財政法等の趣旨にも鑑み、政府保証の付与を行うべきかどうかの判断は事前に定めるルールに則り厳格に行い、又、政府保証付与に伴い将来発生しうる財政の後年度負担も明示することとする。

なお、かかるルール遵守状況等政府保証付与についても評価監視委員会で常にレビューを行う。

制度の運営に当たっては、個別の債券発行による金利の上昇や手数料によって、国民負担が却って上昇しないように十分な配慮を行う。

なお、財投機関債発行に際しては、政府保証の有無を問わず、市場原理の徹底を図る方策を早急に検討すべきである。

3) 財投債

上記いずれの財投機関債によっても資金調達が困難であったり、不利な条件を強いられる重要施策実施財投機関や超長期資金を必要とする事業等に限り、国の信用で一括して市場原理に則した財投債によって調達した資金の貸付けを受ける方式を行う。なお、財投債の発行方法は「公募入札方式」など市場原理の中での調達を基本とする。

各種財投機関・事業の必要資金を財投債によって一括調達する場合にも、個々の財投機関・事業内容について市場等に対するディスクロージャーを徹底することとする。

また、安易な発行とならないよう、財投債の発行限度については、その補完性に鑑み、毎年度の予算審議、評価監視委員会の定期的レビューの中で、厳格に抑制する。

資金運用部の資金繰りに齟齬をきたさぬように、全額預託義務の廃止が実施されるまでに行われた財投機関向け貸付けについて、その貸付けを満期まで継続しつつ預託者への満期償還を予定通り履行するための確実な資金調達手段として、財投債（いわば「資金繰り財投債」）による資金調達を行う。

4) 民間金融・資本市場の安定性確保

前述 4.1) のように、郵便貯金や年金資金が自主運用のために一気に市場に参入

したり、現在の運用部預託を急速に市場調達に移行させると、民間金融・資本市場に大きな混乱を及ぼす可能性がある。このため、当面は民間市場へ与える影響を考慮し、各種の段階的激変緩和ルールを後述 7. に示す枠組みにおいて別途定める。

5. 政策金融機関

- 1) 政策金融機関の業務については、民間金融機関が行う融資に対する政策金融機関による債務保証、証券化、債権譲渡等の手法を活用することにより、財投資金の借入残高の着実な圧縮を図る。

債務保証に際しては民間金融機関のモラルハザード防止策を設ける。

- 2) 保有債権について、金融監督庁による検査を行う。
- 3) 予期せぬ財政負担の原因となる借り手（国民）の都合による政策金融機関〈注〉への「繰上償還（期限前返済）」については、
貸し手側（政策金融機関）の損失は原則として借り手（国民）が負担する
ただし において政策的に配慮すべき中小企業金融などについては、借り手（国民）の損失負担は最大で 5 割まで軽減できることとする
借り手（国民）の希望に応じ 5 年又は 10 年毎の金利見直し契約を締結可能とする
といった、不確実性を回避しながら国と民間との間での負担の分担方法を明確にする仕組みの導入に向けて後述 7. に示すルール作りの枠組みにおいて検討を進める。
〈注〉 ただし、住宅金融公庫については上記ルールではなく同公庫自身が先般導入したルールの一層の改善を図ることとする。

6. 地方公共団体向け融資の抜本的見直し

これまでの地方公共団体向け融資については、財政力の弱い地方団体等における地方債資金の確保に留意しつつ、(1) 地方一般財源の確保を通じた地方財政の体質強化の図り方、また、(2) 財政力の弱い団体を含め、地方公共団体による自主的な資金調達能力向上のための方策、さらには、(3) 地方分権の下での中央政府の地方への関与のあり方、など、長期的かつ幅広い角度からそのあるべき制度を政府・与党において抜本的に見直すこととする。

7. 各種ルールの確立

一連の新たな制度を構築するに先立って各種ルールの細部を政府において明確に定める必要がある。

すなわち、「政府保証のない財投機関債の発行に向けた条件整備等」、「財投機関債への政府保証付与の基準・限度管理等」、「財投債の節度ある発行手続き等」、「政府保証付与に際しての引当金積立ての要否（国債整理基金との整合性等）」、「激変緩和のた

めの適切な経過措置等のルール」、「政策金融機関に対する繰上償還に係る国と民間との間での負担のルール」などについて、オープンで公正な議論（例えば日本銀行、外部からの学者のほか、利益相反を生じないように留意しつつ、市場関係者、格付け機関、財投機関の実務者等幅広く有為な専門家の参加を得て行う）を通じて、具体案について早期に結論を得、与党との協議を経た上で成案とする。

8. 財政投融资制度全体の不断の見直し

内閣府に「財政投融资に関する審議会」（又は「経済財政諮問会議」の下に「財政投融资制度検討委員会」）を設け、政府による財政投融资制度を通じた資金調達・信用供与を行うことの民間金融、実体経済、財政ポジション等へ与える影響等を、「官民の役割分担の明確化」等の観点も含め、総合的な検証を行い、中長期的な視野に立って制度全体の不断の見直しを行う。また、定期的に（例えば5年に一度）報告書をまとめ検証結果を公表する。

9. 資金運用部の廃止等

上記のような財政投融资の抜本的改革にあわせ、同制度にかかる体制も、新しい財政投融资制度の新しい機能にふさわしいスリムかつ効率的な執行体制を確立する観点から、資金運用部を廃止し、これに代えて新たな仕組み（例えば財政投融资勘定（財政投融资特別会計）（仮称）など）を創設する。

(改革のスケジュール)

1. 2000年通常国会終了まで

政府保証のない財投機関債、財投債の発行のために必要な条件整備・法改正を行っておき、各特殊法人(「独立行政法人」を含む。以下同じ)及び所管省庁は翌年度以降原則「政府保証のない財投機関債」で対応できるかどうかゼロベースで検討する。「政府保証のない財投機関債」を発行しても財政負担の増大につながらない機関は、「政府保証のない財投機関債」の発行の方針を明確に表明する。

(条件の整備の例:財投機関債発行人等の破産・整理法、情報公開、企業会計原則、市場の評価を上げるための業務改善等)

2. 2000年7月まで

「政府保証のない財投機関債」で対応できないと主張する特殊法人については、廃止するか、「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金調達を認めるかを政府・与党で判断する。峻別の基準はできるだけ明確・単純に作ることが肝要。

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当については、事業の必要性について吟味し、政策的必要性が認められたものについてのみ対象とすることとする。

「政府保証のない財投機関債」の発行は概算要求の対象外とする。

3. 2000年8月末

「政府保証のある財投機関債」あるいは「財投債によって調達した資金からの借入れ」による資金手当が認められた特殊法人について、2001年度財政投融资要求提出を行う。

4. 2001年4月

預託を廃止し、財投機関債・財投債による資金調達を開始する。

(補論)

財投機関債および財投債に関する論点

現在の預託や前述の財投債を通じた財投借入れ方式との比較において、財投機関債による資金調達はコスト面で不利になることにより、政策遂行能力が低下する、との指摘については、下記のように財投機関債に政府保証を付すことにより対応可能と考えられる。

- [1] 現状の財投金利が 10 年物国債の発行金利プラス 0.2%ポイントであることを考えれば、政府保証付き財投機関債の調達コストが現状を大幅に上回り、対象事業等の遂行に支障が出ることは考え難い。
- [2] また、現在の財投金利が「10 年物」国債の発行金利をベースに決定されていることを考えると、改革された財投制度の下で投融資期間にマッチした資金調達が行われるようになり、とりわけ中小企業向け等の中期（たとえば「5 年」）投融資の場合には政府保証付き財投機関債による調達の方が現状に比べコストダウンになる可能性が大きい。政府保証付き財投機関債で十分な対応が困難な場合は財投債で補完する。
- [3] 財投債による一括資金調達に比べ財投機関債の方が、例え政府保証が付いても個別機関の資金調達の必要性や妥当性について、評価監視委員会等外部からのチェック機能が働き、財投機関・事業の効率化につながる。